

長生村合併処理浄化槽設置事業費補助金についてのお知らせ

本村では、公共用水域の水質汚濁防止と快適な生活環境をつくるため、トイレの水だけでなく風呂や台所などの生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽を設置する人に対し、一定の条件を設けて補助金を交付しています。

また、補助金額は表のとおりで、交付申請書の受付期間は当該年度の4月1日から12月28日（12月28日が休みの場合はその前の営業日）までです。

※申請様式は村のホームページからダウンロードできます。

※詳細については、長生村役場下水環境課までお問い合わせください。

◇補助金額の上限

	人槽	補助金額
(1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円
(1) の撤去費用		180,000円
(1) の配管費 ※建替えを伴う場合補助なし		300,000円
(2) くみ取り便所から合併処理浄化槽	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	548,000円
(2) の撤去費用 ※建替えを伴う場合補助なし		100,000円
(2) の配管費用 ※建替えを伴う場合補助なし		200,000円
※転換後、金田・七井土・岩沼・信友地区の生活排水処理施設に接続する場合	転換補助のみ	120,000円

◇補助金の対象外となる場合

- ・ 下水道事業計画区域内
- ・ 継続的に使用すると認められない住宅（例：別荘）
- ・ 賃貸人の同意が得られない借家
- ・ 浄化槽法第5条第1項の設置届又は建築基準法第6条第1項の建築確認を受けずに設置する場合
- ・ 村税等を滞納している場合
- ・ 販売を目的とした住宅（例：建売住宅）
- ・ 賃貸を目的とした住宅（例：アパート等）
- ・ 職員立会いの中間検査、完了検査を受けていない場合

問い合わせ
長生村役場下水環境課
電話：0475-32-2494